

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年10月21日
【会社名】	インフォコム株式会社
【英訳名】	INFOCOM CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 黒田 淳
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番2号
【電話番号】	03(6866)3160
【事務連絡者氏名】	広報・IR室長 今福 浩
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番2号
【電話番号】	03(6866)3160
【事務連絡者氏名】	広報・IR室長 今福 浩
【縦覧に供する場所】	インフォコム株式会社 関西事業所 (大阪市中央区久太郎町一丁目6番29号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2024年10月21日付の取締役会決議及び同日付の臨時株主総会決議により、ピー・エックス・ジェイ・シー・ツー・ホールディング株式会社（以下「割当予定先」といいます。）に対して、第三者割当の方法によりA種種類株式を発行すること（以下「本第三者割当増資」といいます。）を決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

また、当社は、2024年10月21日付の取締役会決議及び同日付の臨時株主総会決議により、当社が、2024年10月22日を譲渡しの申込みの期日とし、自己株式の取得を実施することを決議し、帝人株式会社（以下「帝人」といいます。）が、同社が所有する当社普通株式（以下「本不応募合意株式」といいます。）の全てをこれに申し込む予定であることから（以下、当該自己株式の取得を「本自己株式取得」といいます。）、当社の親会社及び主要株主に異動が生じますので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の各規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

### ・ 本第三者割当増資

#### （1）有価証券の種類及び銘柄

インフォコム株式会社 A種種類株式

#### （2）発行数

3株

#### （3）発行価格（払込金額）及び資本組入額

発行価格（払込金額） 1株につき97,600,000,000/3円

資本組入額 1株につき48,800,000,000/3円

#### （4）発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額 97,600,000,000円

資本組入額の総額 48,800,000,000円

（注）資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本の額であり、増加する資本準備金の額は48,800,000,000円です。

なお、当社は、本第三者割当増資に係る払込期日（2024年10月21日）において、資本金の額を50,290,000,000円、資本準備金の額を50,242,000,000円減少させています（以下「本減資等」といいます。）。

#### （5）株式の内容

A種種類株式の内容は以下のとおりです。

##### 1．剰余金の配当

当社は、A種種類株式を有する株主又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種種類株主等」と総称する。）に対して、剰余金の配当を行わない。

##### 2．残余財産の分配

当社は、残余財産の分配をするときは、A種種類株主等に対し、普通株式を有する株主又は普通株式に係る登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に先立ち、A種種類株式1株につきA種種類株式1株当たりの払込金額（但し、A種種類株式について、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて適切に調整される。）を分配する。

A種種類株主等に対しては、前項に定めるほか、残余財産の分配は行わない。

本条の規定に従い、A種種類株主等に対して支払われる残余財産の額の合計額に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。

##### 3．譲渡制限

当社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。

但し、当社の株式に係る担保権の実行（法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。）に伴う、担保権者若しくはその子会社・関連会社又は担保権者の指定する第三者に対する譲渡による株式の取得については、当社の承認があったものとみなす。

4. 議決権

A種種類株主は、当社の株主総会において議決権を有しない。

5. 種類株主総会

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。但し、会社法第322条第1項第1号に規定する定款の変更（単元株式数についてのもを除く。）を行う場合はこの限りではない。

当社が募集株式又は募集新株予約権の発行を行う場合には、会社法第199条第4項又は会社法第238条第4項に基づくA種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 発行方法

第三者割当の方法により、割当予定先に全てのA種種類株式を割り当てます。

(7) 引受人の氏名又は名称に準ずる事項

該当事項はありません。

(8) 募集を行う地域に準ずる事項

日本国内

(9) 当社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

1. 手取金の総額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
97,600,000,000円	346,600,000円	97,253,400,000円

(注1) 「発行諸費用の概算額」には、消費税等は含まれていません。

(注2) 「発行諸費用の概算額」の内訳は、登録免許税相当額、登記関連費用です。

2. 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

具体的な用途	金額	支出予定時期
本自己株式取得の実行資金	97,253,400,000円	2024年10月22日

(10) 新規発行年月日（払込期日）

2024年10月21日

(11) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項はありません。

(12) 当該有価証券に係る金融商品取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限

該当事項はありません。

(13) 保有期間その他のA種種類株式の保有に関する事項についての取得者と当社との間の取決めの内容

該当事項はありません。

なお、割当予定先のA種種類株式の保有方針については、下記「(14) 4. 株券等の保有方針」をご参照ください。

## (14) 第三者割当の場合の特記事項

## 1. 割当予定先の状況

割当予定先の概要	名称	ビー・エックス・ジェイ・シー・ツー・ホールディング株式会社
	本店の所在地	東京都港区虎ノ門五丁目1番4号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 坂本 篤彦
	資本金	300,000,001円(本臨時報告書提出日現在)
	事業の内容	当社の株式を取得及び所有し、当社の事業活動を支配及び管理すること等
	主たる出資者及びその出資比率	ビー・エックス・ジェイ・シー・ワン・ホールディング株式会社 100.00%
当社との関係	出資関係	割当予定先は、本臨時報告書提出日現在、当社普通株式2株を所有しています。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

(注) 2024年10月18日に本株式併合の効力が発生した時点における状況を基準として記載しています。

## 2. 割当予定先の選定理由

2024年6月18日に当社が公表した「ビー・エックス・ジェイ・シー・ツー・ホールディング株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」並びに2024年8月1日に当社が公表した「ビー・エックス・ジェイ・シー・ツー・ホールディング株式会社による当社株券等に対する公開買付けの結果並びにその他の関係会社及び主要株主の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、割当予定先は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場に上場している当社普通株式(但し、譲渡制限付株式報酬として当社の取締役(社外取締役を除きます。)及び執行役員に付与された当社の譲渡制限付株式並びに本新株予約権(注1)の行使により交付される当社普通株式を含みますが、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得することにより、当社普通株式を非公開化することを目的とする一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、2024年6月19日から2024年7月31日までを買付け等の期間とする当社普通株式及び本新株予約権に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施し、その結果、本公開買付けの決済の開始日である2024年8月7日をもって、当社普通株式18,237,648株(所有割合(注2):33.10%)を所有するに至りました。

(注1)「本新株予約権」とは、以下のア乃至クの新株予約権を総称していいます。

- ア 2013年5月9日開催の当社取締役会決議に基づき発行された新株予約権(行使期間は2013年6月1日から2043年5月31日まで)
- イ 2014年5月15日開催の当社取締役会決議に基づき発行された新株予約権(行使期間は2014年6月7日から2044年6月6日まで)
- ウ 2015年5月19日開催の当社取締役会決議に基づき発行された新株予約権(行使期間は2015年6月10日から2045年6月9日まで)
- エ 2016年5月20日開催の当社取締役会決議に基づき発行された新株予約権(行使期間は2016年6月14日から2046年6月13日まで)
- オ 2017年5月19日開催の当社取締役会決議に基づき発行された新株予約権(行使期間は2017年6月13日から2047年6月12日まで)
- カ 2018年5月18日開催の当社取締役会決議に基づき発行された新株予約権(行使期間は2018年6月12日から2048年6月11日まで)
- キ 2019年5月20日開催の当社取締役会決議に基づき発行された新株予約権(行使期間は2019年6月12日から2049年6月11日まで)
- ク 2020年5月20日開催の当社取締役会決議に基づき発行された新株予約権(行使期間は2020年6月12日から2050年6月11日まで)

(注2)「所有割合」は、当社が2024年7月31日に公表した「2025年3月期第1四半期決算短信(日本基準)(連結)」(以下「当社決算短信」といいます。)に記載された2024年6月30日現在の当社の発行済株式総数(57,600,000株)から、当社決算短信に記載された2024年6月30日現在の当社が所有する自己株式数(2,679,208株)を控除した株式数(54,920,792株)に2024年6月30日現在残存する本新株予約権427個

の目的となる当社普通株式の数の合計（170,800株）を加算した株式数（55,091,592株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しています。）をいいます。

また、2024年8月22日に当社が公表した「株式併合、単元株式数のための廃止及び定款一部変更に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けは成立しましたが、割当予定先は、本公開買付けにおいて、当社普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び本不应募合意株式を除きます。）を取得することができなかったことから、当社は、割当予定先からの要請を受け、2024年9月17日開催の臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の株主を割当予定先及び帝人のみとするため、当社普通株式6,352,000株を1株に併合する株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施することとし、同臨時株主総会においてかかる承認を得ています。そして、2024年10月18日に本株式併合の効力が発生したことにより、割当予定先及び帝人以外の株主の皆様の所有する当社普通株式の数は、1株に満たない端数となりました。

今後、本取引においては、本自己株式取得を実施することが予定されています。

そして、本自己株式取得にあたり、当社が帝人に対して交付する金銭の額は、本自己株式取得の効力発生日における分配可能額の範囲内でなければならないところ、当社の分配可能額は、本自己株式取得の対価の総額を下回っていたことから、当社と割当予定先との協議の結果、本自己株式取得に必要な分配可能額を確保することを目的として、割当予定先を引受人とする本第三者割当増資が実行されることを条件として本減資等を行うこととし、本減資等の効力発生後に本自己株式取得を実行することを予定しています。

そのため、本第三者割当増資は、本取引の一環として予定されていた割当予定先を割当先とする第三者割当増資であり、これにより本減資等及び本自己株式取得の実行を可能とするものです。

なお、本減資等は、前述のとおり、2024年10月21日に効力が発生しています。

### 3. 割り当てようとする株式の数

A種種類株式 3株

### 4. 株式等の保有方針

当社は、割当予定先から、原則として、A種種類株式を中期的に保有する方針である旨の説明を受けています。

### 5. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先より、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨及び払込みに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないとの報告を得ており、払込期日において本第三者割当増資の払込みについて十分な資力があると判断しています。

### 6. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先から、割当予定先並びに割当予定先の役員及び出資者は反社会的勢力ではなく、かつ、反社会的勢力と何らかの関係を有していない旨の説明を受けて、割当予定先及びその関係者が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係していないと判断しています。

### 7. 株券等の譲渡制限

当社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。

但し、当社の株式に係る担保権の実行（法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。）に伴う、担保権者若しくはその子会社・関連会社又は担保権者の指定する第三者に対する譲渡による株式の取得については、当社の承認があったものとみなす。

### 8. 発行条件に関する事項

#### 払込金額の算定根拠

当社は、割当予定先との間で本第三者割当増資に係る出資の方法及び内容に関する協議を重ねてまいりました。

本第三者割当増資は、割当予定先を当社の唯一の株主とするために行う本自己株式取得のための資金及び分配可能額の確保を含む今後の当社の必要資金の確保を目的として実施するものです。

本第三者割当増資における払込金額は本自己株式取得によって当社の唯一の株主となることが予定されている割当予定先との合意に基づき決定されたものであることから、当社としてはかかる払込金額には合理性が認められると考えています。もっとも、A種種類株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度

かつ複雑であり、その評価については、様々な見解があり得ることから、会社法上、A種種類株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であると判断される可能性も否定できないため、念のため、当社は、会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としてA種種類株式を発行することといたしました。なお、2024年10月21日付でかかる株主総会の特別決議による承認は得られています。

#### 発行条件の合理性に関する考え方

A種種類株式の発行数量（3株）は本自己株式取得を実行するための資金及び分配可能額の確保という本第三者割当増資の目的に照らして必要な規模に設定されていることから、本第三者割当増資に係る発行数量は合理的であると判断しています。

#### 9. 大規模な第三者割当に関する事項

A種種類株式については、株主総会における議決権がなく、普通株式への転換権及び普通株式を対価とする取得条項も付されていないため、本第三者割当増資は大規模な第三者割当には該当しないと考えています。

#### 10. 第三者割当後の大株主の状況

##### 普通株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
帝人株式会社	大阪府大阪市北区中之島三丁目2番4号	5	71.43	5	71.43
ビー・エクス・ジェイ・シー・ツー・ホールディング株式会社	東京都港区虎ノ門五丁目1番4号	2	28.57	2	28.57
計	-	7	100.00	7	100.00

(注1) 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2024年10月18日に本株式併合の効力が発生した時点における当社の株主の状況を基準として記載しています。なお、本株式併合により生じる1株に満たない端数の合計数(1株)は、法令に従った売却手続が完了するまでの間は議決権が認められないため、上記の所有議決権数の割合の算定の基礎からは除外しています。

(注2) 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しています。

(注3) A種種類株式は、株主総会における議決権がなく、また当社普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権が付与されていない株式であり、当社普通株式の希薄化は生じないため、当社普通株式の持株比率の変更はありません。

(注4) 2024年10月22日に本自己株式取得として帝人からその所有株式の全てを取得することを予定しています。

##### A種種類株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
ビー・エクス・ジェイ・シー・ツー・ホールディング株式会社	東京都港区虎ノ門五丁目1番4号	-	-	3	-
計	-	-	-	3	-

#### 11. 大規模な第三者割当の必要性

該当事項はありません。

12. 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

13. その他参考になる事項

該当事項はありません。

(15) その他

本臨時報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 100,000,000円（本減資等の効力発生後）

発行済株式総数（普通株式） 8株

親会社の異動

(1) 当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

1. 新たに親会社となるもの

名称 ビー・エックス・ジェイ・シー・ツー・ホールディング株式会社  
 住所 東京都港区虎ノ門五丁目1番4号  
 代表者の氏名 代表取締役 坂本 篤彦  
 資本金 300,000,001円（本臨時報告書提出日現在）  
 事業の内容 当社の株式を取得及び所有し、当社の事業活動を支配及び管理すること等

2. 親会社でなくなるもの

名称 帝人株式会社  
 住所 大阪府大阪市北区中之島三丁目2番4号  
 代表者の氏名 代表取締役社長執行役員 内川 哲茂  
 資本金 71,833百万円（2024年6月30日現在）  
 事業の内容 合成繊維・化成品等の研究・製造・販売他

(2) 当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当社の議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

1. 親会社となるもの

ビー・エックス・ジェイ・シー・ツー・ホールディング株式会社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	2個	28.57%
異動後	2個	100.00%

(注1) 異動前の「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、異動日時点の当社の発行済普通株式総数（8株）から、本自己株式取得の実行前の時点で当社が管理処分権者である本株式併合により生じる1株に満たない端数の合計数（1株）を控除した株式数（7株）に係る議決権数（7個）を分母として計算しています。以下同じです。

(注2) 異動後の「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、異動日時点の当社の発行済普通株式総数（8株）から、本自己株式取得の実行後の時点で当社が管理処分権者である本株式併合により生じる1株に満たない端数の合計数（1株）及び当社が本自己株式取得によって所有するに至った自己株式数（5株）を控除した株式数（2株）に係る議決権数（2個）を分母として計算しています。

(注3) 「総株主等の議決権に対する割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。以下同じです。

2. 親会社でなくなるもの  
帝人株式会社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	5 個	71.43%
異動後	-	-

(3) 当該異動の理由及びその年月日(予定)

異動の理由: 割当予定先が、本取引の一環として、異動日付で、本自己株式取得を実行する結果、親会社の異動が生じます。

異動の年月日: 2024年10月22日

. 主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主でなくなるもの 帝人株式会社

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

主要株主でなくなるもの

帝人株式会社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	5 個	71.43%
異動後	-	-

(3) 当該異動の年月日(予定)

2024年10月22日

(4) 本臨時報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 100,000,000円(本減資等の効力発生後)

発行済株式総数(普通株式) 8株